

平成 26 年度 第 1 回高知県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

1 日時 平成 26 年 9 月 5 日 (金) 14 : 15 ~ 16 : 15

2 場所 高知会館 2 階 白鳳

3 出席者

会長	高知県知事	尾崎 正直
委員	高知県小中学校長会長	西尾 洋之
	高知県高等学校長協会長	川村 文化美
	高知県私立中高等学校連合会長	森 暁
	高知県保幼小中高 P T A 連合体連絡協議会長	田村 雅之
	高知県民生委員児童委員協議会連合会長	前田 長司
	大阪市立大学名誉教授	森田 洋司
	高知県医師会常任理事	中澤 宏之
	高知県臨床心理士会副会長	濱川 博子
	高知県市町村教育委員会連合会長	大野 吉彦
	高知市教育長	松原 和廣
	高知地方法務局人権擁護課長	井ノ口 忠明
	高知県地域福祉部長	井奥 和男
	高知県文化生活部長	岡崎 順子
	高知県教育長	田村 壮児
	高知県警察本部生活安全部長	上村 和宏
	高知県中央児童相談所長	川西 高志

4 概要

(1) 開会

(2) 会長挨拶

昨年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行され、それに基づき各県、各市町村においても基本方針を策定し対策を講じてきた。いじめ問題を根本的に解決していくために、関係者が総力を挙げて、さまざまな取組からのアプローチを行っていくことが大切である。

現在、いじめの問題について、学校においても早期に発見し、組織的に対応する取組を進めているが、現実はまだまだ深刻な問題が起きている状況であり、引き続き取組が必要である。皆様の力を借りて、対策強化に取り組みたい。

(3) 委員の紹介

(4) 会長職務代理者の指名

条例の規定により、会長が職務代理者として高知県教育長の田村委員を指名した。

(5) 議事

1 これまでの経過及び本会の趣旨について

<事務局より資料 1 から資料 6 に基づき説明>

会 長

事務局から提案のあった、資料 5 の幹事会の要綱について異議はないか。
それでは、異議の無いものと認め、案のとおり決定する。

2 高知県いじめ防止基本方針について

事務局

高知県では、県民総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、この3月に「高知県いじめ防止基本方針」を策定した。

平成24年度の高知県におけるいじめの認知件数は、国公立学校を合わせて689件で、前年度より倍以上増加している。「認知件数の多さはアンテナの高さである」と考え、今後も積極的な認知に取り組んでいく必要があると考えている。

また、調査の結果や、県教育委員会がかかわっている深刻ないじめの事案から、教職員が認知しづらいいじめがなお存在すること、いじめに気付くことができれば、多くの事案は解消することができることなどが明らかになっている。いじめが潜在化、深刻化している状況を踏まえると、学校や家庭、地域、関係機関など、子どもを取り巻くすべての人々が連携していじめの防止等の取組を推進していく必要があると考えている。

3 いじめ防止等に関する取組について

会 長

本会議が第1回目である。いじめ防止等に対する取組が県としてどのように実施されているのかを把握したうえで、次の意見交換の場で、各機関・団体の取組について、委員の皆様からご意見をいただきたい。まず、事務局から資料7、8-1、8-2について説明をお願いしたい。

<事務局より資料7、8-1、8-2に基づき説明>

会 長

資料9-1から9-5に基づき、県教育委員会、知事部局、警察本部、高知地方法務局より、本年度の主要施策や関係機関・団体との連携が必要になる施策について説明をお願いしたい。

委 員（県教委）

資料9-1、県教育委員会の取組について。いじめ問題については、学校の取組への支援や、教職員の資質向上の支援、外部専門家等の配置の人的支援など、取組を進めている。

これらの取組の中から、本年12月に開催を予定している「いじめ防止子どもサミット」を紹介する。「いじめ防止子どもサミット」は、県の基本方針に基づくいじめの防止等の方策を、県民をあげて推進していくため、県内の小・中・高・特別支援学校の児童生徒が集い、いじめ防止について考える機会とすること、いじめ問題について大人も一緒に考え、いじめの防止等の取組を支える機運を高めることを目的としている。

目指すゴールは、子どもたちが主体となったいじめ防止の取組の定着や、「いじめは絶対に許されない」とする県民意識の向上、人権が尊重される学校・学級づくりの促進などである。

開催日は平成26年12月6日（土）、場所は県民体育館を予定している。実行委員会による基調発表や、全体での交流活動等、子どもたちの主体性を生かした活動を行う。午後には、児童生徒は分科会に分かれていじめの防止等について協議を行い、それと並行して、教育関係者や保護者などの大人を対象としたパネルディスカッション等も行う。

その後、分科会で話し合ったことを全体で共有し、子どもたちの「サミット宣言」の採択を行うとともに、子どもたちがいじめに苦しむことのない社会づくりに向けた大人たちの宣言の採択を行いたいと考えている。

委 員（地域福祉部）

資料9-2、相談支援体制の充実・強化の取組について。平成23年度から加害者や家庭への指導体制の強化を目的として、少年非行問題に対応する専門のチームを設置している。加害児たちへの保

護指導体制については、指導員の配置を平成 20 年度以降増員し、被害児たちへの心理的ケア体制については、平成 21 年度から心理の専門職員の配置を増員している。

少年非行問題の初期段階からの対策・対応を充実させるため、少年サポートセンターへ福祉専門職員を 2 名追加配置した。いじめにつながる非行行為の深刻化が懸念される場合については、少年サポートセンターが学校や教育委員会と連携して支援したり、中央児童相談所と連携・情報共有したりするなど、少年非行が深刻化した児童生徒の速やかな一時保護や施設措置につなげている。

民生・児童委員等と学校・家庭などが連携した地域の見守り活動の取組について、昨年高知市内の 11 の小学校でスタートし、今年から県内の学校で普及する取組を行っている。実施の効果として「民生・児童委員による家庭訪問がしやすくなった」、「日頃の声かけが増えた」等が報告されている。また、学校長から「教員だけでは解決できない課題が増えてきており、地域の力をお借りしたい」といった話も聞いている。今年度からは、児童数 100 人以上の小学校の 91 校のうち、6 割にあたる学校での事業の実施を目指し、関係各課との協議を進めている。

委員（文化生活部）

資料 9-3 について。小・中・高・特別支援学校合わせて 18 の私立学校を所管している。現状を踏まえ、学校いじめ防止基本方針の策定、それを推進する組織を早急に立ち上げることをお願いし、すべての学校で策定、設置を終えている。ほとんどの学校で、アンケートの実施、スクールカウンセラーの配置や教職員研修、定期的な情報交換の会議を行い、県として講師の派遣等の支援を行っている。

重大事態への対応について、委員については専門性の高い方を、事案に応じてその都度お願いすることを考えている。

委員（警察本部）

資料 9-4 について。広報啓発用に DVD を作成し、関係各所へ 55 セット配付するとともに、いじめに関する内容の啓発 CM を、7・8 月の夏休み期間中、民放 3 社で各 80 回放映した。

また、相談窓口として「ヤングテレホン」を設置し、いじめの早期発見及び適切な対応、子どもの問題行動等、困っている保護者や子ども本人からの相談を受けている。平成 25 年度は、49 件の相談件数のうち、8 件のいじめ相談があった。本年度は、8 月 21 日時点で 23 件の相談があり、そのうちいじめの相談は 3 件であった。少年補導職員や児童福祉司を派遣していただくなど、各機関と連携した対応をしている。併せて、小中学生の規範意識を醸成することを目的とし、子どもや保護者を対象に、非行防止教室を平成 14 年から実施している。

平成 25 年中で、いじめに関する事件が 9 件（16 名）あった。内訳は、傷害 5 件、暴行 2 件、強要 2 件（小学生 1 人、中学生 14 人、高校生 1 名）となっている。

委員（法務局）

資料 9-5 について。いじめ関連では「人権教室」を実施している。平成 25 年度、全国で約 1 万 6 千回、高知では 154 回の人権教室を実施した。また、子どもの人権 110 番、子どもの人権 SOS ミニレターについて、平成 18 年から法務省で事業展開しており、全国のすべての小中学生を対象に、後納郵便により相談ができる便箋を配付している。昨年については 334 校、約 6 万 2 千通分配付した。

また、いじめ問題において、被害者を救済する必要があるときには、人権侵犯事件の調査救済手続きとして対応する。インターネットによる名誉毀損といった人権問題については、法務局からプロバイダに削除要請を行う。昨年度は、6 件要請した。

4 意見交換

会長

今後取り組んでいくべき課題等について、意見をいただきたい。まずは、子どもたちの一番身近な学校や保護者の皆様から、いじめ防止等の課題について意見をお願いしたい。

委員

法ができ、国、県、市町村、学校の基本方針が策定されて、いじめ問題に対する教職員の認識あるいは学校の取組は間違いなく変わってきている。学校におけるいじめ問題に対する緊張感は間違いなくある。

実際に多くの学校で、児童生徒にいじめ防止を訴える機会や、保護者に啓発する機会は増えているし、いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、教職員が児童生徒の様子や言葉に注意深く目や耳を向けるようにしている。また、定期的に支援委員会等を持ち、児童生徒の情報交換を行っている。

それでも、いじめ問題は発生している。人間関係のトラブルの範疇のものもあれば、中には、大変気になるものもある。例えば、インターネットでの誹謗中傷等は、分かった時点では相当広がったり、深刻化したりしている場合がある。書き込みの気楽さや相手の顔が見えないといった安心感、自分一人ではないといった意識からか、インターネットでの誹謗中傷について、あまり重大に感じていない子どももいる。結果としてのいじめに目が行きがちであるが、いじめを起こさないための人間関係づくりや、安心できる居場所づくり等、心の教育の充実にもっと力を入れなければならないと考える。

また、「いじめ」という言葉にとらわれた結果、どう解決するかというよりも、「いじめであるかないか」ということが当事者間の争点になってしまうことがある。目的をきちんと整理し、その本質を見失わないことが大切である。

そして、いじめに対する社会的な関心の高まりの中で、今この問題にしっかりと向き合うのは当たり前である。時間が経ち緊張感がなくなって、深刻な事案が起こることが無いよう、継続したシステムをいかに作れるかが課題である。

加えて、子どもたちの生活環境が多様化、複雑化しており、学校の取組だけでは限界がある。家庭や地域との連携はもちろん、関係機関との連携や強化がさらに必要である。

委員

早期発見、早期対応が大切。学校生活の中で、児童生徒たちの生活を見ているのは教員であり、学校生活の中での児童生徒の変化を早く見抜き、発見することが大切であると思っている。過去の事例では「そういえば、あの時…」と、後から出てくることがあった。その時に気づく力を身につける必要がある。どの教員が見ても、変化に気づける力を身につけさせていきたい。早期に発見することができれば、大きな事案になる前に対応できると考えている。

委員

私学中高の校長会の会長として参加している。私学は、それぞれの学校が特徴ある取組、学校経営を行っている。そのため、私学の代表ということではなく、一つの意見として発言したい。

学校現場では、物事の流れがスピーディーであり、学力で計られるなど、物差しも一本化されている。そのような中で教員も生徒もピリピリとしている。保護者にしてもおそらくそうではないかと思われる。どの学校も最大限にいじめの防止に向けて取り組んでいるが、その中でもいじめは見つかってくる。対応する中で、いじめであると気づくのに時間がかかる家庭もある。

ホーム主任は心休まる暇もないくらい、いろいろなアンテナを立てている。部活動の顧問にも、アンテナを張っておくことをお願いしている。いじめの性質上、教員に分かりにくく、見えないところで進行しているケースもあり、解決に向けて非常に時間を要するものもある。いずれにしても、今この学校でもいじめに対して最大限の注意を払いながら学校経営を行っていると思う。

委員

いじめは早期発見が非常に大切だと思う。会話の中から変化に気づくことが一番だと思うが、仕事があつたり、生活環境に問題があつたり等、実際に子どもと向き合えていない保護者もいるのが現状である。親ができない部分をPTAとして研修会等を行うが、いじめはなくなる。学校、地域、行政、関係機関すべてが連携して子どもたちを守っていくしかないと思っている。ネットの問題については、保護者が現実を知らないため、保護者の教育へ力を入れていきたいと考えている。

会 長

各学校、保護者、それぞれから話をいただいた。今後高知県にとって必要な取組についてご意見をいただきたい。今日の議論が今後の土台になる。自由に、忌憚のない意見をお願いしたい。

委 員

教育の責任は先生にあるという人がいるが、私の長年の民生委員活動から、子どもの問題の多くは家庭にあると思っている。要因は複雑である。まずは核家族が増えたこと。親の離婚。そうすると、親も子どもの教育まで行き届かず、子どもの心が満たされていない状態になる。そして教育の問題までいなくなる…そのように感じている。

今、子育てサロン等の活動を行っている。本来は子どものことがメインになるが、親への「心の支援」も行っている。現代社会においては、食べ物が無くて「恵まれていない」子どもはほとんどいない。おじいちゃんやおばあちゃんがいれば心休まる部分もあるが、そうはいかない家庭もある。心が満たされていない家庭へ、「子育て中の家庭支援」をしっかりと行っていかなければならない。物質的に補うのではなく、精神的に親を支援し、親が子育てをしっかりとできるような仕組みづくりをしていく必要がある。

委 員

発達障害、知的障害などのお子さん、また、対人恐怖症やコミュニケーションに課題のあるお子さんなどが、いじめの対象になりやすい。学校やスクールカウンセラー、民生委員と連携を密にして情報交換をしていくことが大切である。医療機関としても情報発信をしていくし、学校現場で専門的な啓発が必要であれば、喜んで協力したいと思っている。

委 員

自分自身の経験から話をしたい。高知県に来て13年、さまざまな学校にスクールカウンセラーとして入ってきた。現在は、県下全域にわたる学校に配置されている若手のカウンセラーの支援や、事件・事故・自殺の緊急支援、夢プロという事業の支援を行っている。

いじめというのは心の葛藤や悩み、苦しさが外に向いたものである。心の中に悩みや葛藤などつらいものを抱えたときに、ある子はいじめることに向かい、ある子是不登校になり引きこもろうとする。不登校は内に向いた状態であり、内に向いた状態で最悪の場合は自殺に至ることもある。非行やリストカットなどに向かう子もいる。いじめを考えるときに、心の中にもっているものをどのように見ていくかが大切である。

本年度高知県では、スクールカウンセラーが県下全中学校に配置され、活用する良い状況が整っている。各部局の施策、対応が、実行されれば非常に素晴らしい。しかし、各学校をまわっていて感じるのは、トータル的に心のケアをしていく上で課題があると考えている。

カウンセラーとして学校に入らせてもらうと、その役割を理解してくれれば、子どもも保護者も先生も、すぐに相談に来てくれる。ただ、相談に来ることに対して敷居が高かったり、どこに相談に行けばいいのかわからなかったり、担当との連携が難しいところもある。いじめについて今後考えていくときには、さまざまな施策や対策を進めながら、どこで専門家が関わっていくか、という視点が大切である。そうすれば、いじめだけでなく不登校や問題行動もぐっと減っていくのではないかと。心の安定は学力の土台にあり、結果的には学力向上につながる。

そして、高知県に残って支えていく人材となるのはどういう子どもなのかを、考える必要がある。13年間見てきた中で、不登校になったり、途中で挫折したり、リストカットしたり、いろんな子どもに出会ったが、みんな高知に残って地域で若手として活躍している。優秀な子どもたちへの支援と、しんどい子どもたちへの支援は違う。高知県をもっともっと素晴らしい県にしていくには、どこに焦点を当てていくか、という大きな視点で見ていく必要がある。その入口がいじめ問題であってもよいと思う。

会 長

今言われた話は、連携の中心がどこであるべきかはっきりした方がよいということか。ワンストップで対応するというようなことだろうか。

委 員

自分は神戸でも臨床心理士をしていたが、高知県では、各部局それぞれはとても協力的である。どの学校へ行っても、スクールカウンセラーを生かしてくれる。スクールカウンセラーに加えて、医療や福祉、さまざまな人たちもうまく活用したい。いじめの問題への対応だけでなく、今後、震災等にも活用できると考えている。全国の様子は大体把握しているが、ここまでやっているところは少ない。

委 員

日常的な人間関係のトラブルにおいて、多くの場合は友だち同士で乗り越えているが、最近はその力でも乗り越えていけるような問題が少なくなっている。その背景には、保護者の問題等もある。

いじめ問題の防止等のための基本方針等を各学校が策定し、市町村教育委員会が策定し、いじめ問題に対する基本的な考え方をすべての教育関係者がもったということは、いじめ問題を早期に発見し、早期に対応する素地ができてきたということである。高知市としても、学校だけの問題ではなく市の問題として捉え、条例を制定し、学校経営及び教育行政を行っていく。

委 員

南国市教育長の立場で話をさせていただく。高知県のいじめ防止基本方針の策定にかかるさまざまな検討の中で、委員長から、「この基本方針に魂を入れること」と言われたのが心に残っている。子育ても教育も、愛が原点である。学校現場、教育委員会と一緒に子どもたちを見ていくということが大事である。

0～15歳の状況を「引き継ぎシート」としてつなげ、情報共有していくことで、小学校が幼児教育の状況をつかみ、小学校までのことを中学校がつかめる。教育委員会として、保護者の了解のもとに、現在取り組んでいるところである。

情報を共有することで、関係機関と速やかに連携できる。普段の子どもの変化を絶対に見逃さないことが絶対条件であり、そのためには、学校組織を挙げて、一人一人の子どもに愛情をもってしっかりと寄り添い、子どもとの信頼関係を構築することが重要である。

子育ては、家庭が基本ではある。子どもの後ろには親がいる。子どもの信頼は親の信頼につながる。

委 員

児童相談所は、相談を受けたところから取組がスタートする機関であり、発見というところにはなかなか携われない。高知県では非行の事案が多く、その調査を進める中で、過去にいじめにあった、また本人が自覚せずいじめをしていたこともあり、それらの行為が「いじめ」として認識できているか定かではない場合がある。

不登校も非行もいじめも被虐待も、心育ちの部分で根っこは同じところにあると感じている。そこには、確かに家庭や家族のありようがある。放任、無関心、過保護、過干渉などにより、心育ちに必要な満ちた欲求が不足している等、子どもにとってさまざまなストレスになっている。

いじめは絶対許さないのはもちろんだが、「いじめをしてしまった子ども」を許さないということではないということを、県民の皆さんにも理解をしていただかないといけない。「犯罪の少年」というようなラベリングをしてしまうと困る。いじめをする子どもも被害体験をしてきた場合が多い。行為自体でその子どもの処罰をするのではなく、まっとうなストレスの発散の仕方をしっかりと教えていき、そのストレスがたまる背景を理解して支援につなげていく。いじめの解決は、長く時間もかかるし、専門的なかかわりが必要であると考えている。

平成25年度、児童相談所へのいじめを主訴とした相談は0件である。教育関係機関の対応が進ん

でいく中で、保護者が福祉に相談をしなくても、学校や教育相談機関への相談で、一定の解決や解消が図られていると考えられる。しかし、不登校にもいろいろな要因が出ていることから、注意が必要である。「いじめの行為」を許さないということを前提とし、具体的な方法レベルの話が必要になる。

委員

気付いたところ4点をお話したい。

まず、未然防止について。就学前の子どもたちの課題をどのように解決していくか、ということである。本日の組織でも幼保小としては、PTAの会長しか入っていない。例えば3歳児健診において、単なる成長の課題だけではなく、ワンストップサービスの視点を組み込むことも考えられる。幼保小の連携を、いじめだけではなくさまざまな問題の未然防止のシステムの中へ組み込んでいく必要がある。

次に、これからの子どもたちの新たな学力観として、主体的に行動し、自ら決定していく子どもをどのように育てていくかという視点が必要となる。いじめ防止子どもサミットには非常に着目している。これまでの他県のサミットは、実行委員として選ばれた一部の子どもたちが関わり、1回限りで終わるものが多かった。サミット宣言から、どのように行動に移していくか、提案能力が要求されていくところである。積極的にそれぞれが提案していきながら、それらを調整し、行動化していくことが新たな学力にも結びついていく。ぜひ、次年度の展開の中でどう生かしていくか、プロセスを考えていただきたい。

そして、徹底した組織的対応。これまで個人や担任の分掌、役割の中で個人化されていたものを、組織としてやっていただきたい。問題解決型の組織として、状況や実情に合わせて、「柔軟に機能する組織」に転換していただきたい。

最後に、いじめは人権侵害を媒介にして、犯罪と地続きの問題であるということ。大人の社会では犯罪に当たる行為が数多くあることを、きちんと教育をしていただく必要がある。学校の先生が言いにくい内容は、警察等に任せるなどの方法もある。本やノートに落書きをするのは大人の世界では器物損壊であるなど、いじめの手口はさまざまな刑法犯にひっかかるものである。法教育として必要なものであり、大人になって社会生活を送る上で大切なことである。罰することが目的ではなく、あくまでも「犯罪者にしない」子どもたちをどう育成していくか、予防的な観点から取り組む。

相談機関に上がってくる相談は、就学前になればなるほど、さまざまな側面をもっている。相談事案に対して総合的にアセスメントし、コーディネートしながらそれをクリアしていく。法の中では組織に委ねられているが社会的に限界がある。うまく切り分けて対応や指導をしていく仕組みを作っていく必要がある（ワンストップの視点）。各学校の組織だけでは、限界があるため、行政でもお考えいただきたい。「家庭教育が大事」といっても親は何をしてよいか、解決の道筋すらわからないのが現状ではないだろうか。

会長

今日ご意見をいただいたことを整理し、次回、より具体的な課題等、それに対する対処という方向で考えてはどうかという原案を提案し、次年度以降につなげたい。時系列的に見ても、予防、未然防止、早期の気づき、対処で分けて考えられる。主体的なもので見ても、家庭、学校、就学前の体制という問題もある。ワンストップを含めて、次年度の施策に生かしていきたい。加えてご意見はないか。

委員

いじめ事象一つを断片的に捉えても、解決の道が難しいというのが現実であり、縦軸、横軸いろんな観点から総合的に見ていく必要がある。一つの事象が解決したから終わりとはなかなかないのがいじめであると捉えている。学校として随分勇気づけられる会となった。

委員

私はやはり、家庭のことではないかと考える。家庭がしっかりしていれば、子どもに精神的な余裕

ができ、相手のために動くことができる。余裕のある子どもを育てるには、やっぱり家庭である。自分はその方向でやっていこうと考えている。

会 長

子育てサロンの取組等、県民の誰から見ても「ここが窓口なんだな」とわかるような工夫をしていたらよいのではないか。

委 員

警察で扱う事例はかなり事件性がある。親子の絆教室など、親も一緒に教育しないといけない。道徳教育も含めて取り組まないといけない。いじめをしている子どもはそのまま大人になると、今度はセクハラ、パワハラとなり、ゆくゆくはDV、ストーカー、幼児虐待など連鎖的に現れるのではないか。子どもは悪いことをするものであり、教育して大人にしていく。いじめをきっかけに「どこが悪かったのか」を考えさせていく。教育現場でも、クラスの子どもと一緒に考えていくことが良い大人になっていく第一歩ではないだろうか。

委 員

「いじめかどうか判断を求められる」その状況の中で、どういう指導が大切なのか、我々は何を大切にしていかなければならないのかと考えていく必要がある。いじめた子もいじめられた子どもも、周りの子どもも、そうでない子どもも、すべての子どもの成長につながるような指導としたい。その結果として、それが、いじめにあたるかどうか判断されていくべきである。今は逆転している。いじめかどうかの判断をし、次にいじめ対応が来て、指導がどうしても後回しになっている部分がある。学校関係者の方は留意していただきたい。

委 員

教育委員会として、いじめ問題に主体的に取り組まないといけないと考えている。「『いじめかどうかを最初に切り分ける』ということではなしに」というところも、以前ご指導いただいたこともあり、先日の教職員研修でも強調したところである。

子どもサミットについて紹介させていただいたが、ご意見をいただきありがたい。子どもの主体性を尊重したものにしたいと考えている。企画段階から、どういうことをやっていくかということも子どもたち自らが考えているし、できれば1,000人近い参加を目指している。

そこで、この場でご提案させていただきたいことがある。大人としての責任を考えたときに、ぜひ子どものサミット宣言に合わせて、大人としてのいじめ防止に対する宣言のようなものを、連絡協議会として作成したうえで、サミット場で宣言することをご提案させていただきたいがいかがか。

会 長

提案について、よろしいか。

では、いじめ防止子どもサミットに、本協議会メンバーも参加し、大人も宣言を行うこととする。

また、この場でなくても、文書等でもよいのでいろんな形でご意見をいただきたい。本日の会議でいただいた貴重なご意見をもとに、問題を整理させていただきながら、具体的な提案の方向性を取りまとめ、またご提案させていただきたい。次回も活発にご意見をいただきたい。

5 次回の会議日程について

第2回高知県いじめ問題対策連絡協議会

- ・ 日 時：平成26年11月19日（水）午後2時～4時
- ・ 会 場：ザ・クラウンパレス新阪急高知 花の間